

＜自由金利型定期預金(大口定期)＞商品概要説明書

1. 商 品 名	自由金利型定期預金 (大口定期)	
	＜単利型＞	
2. 販 売 対 象	法人および個人の方	
3. 期 間	定型方式 1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ・満期日指定方式 1か月超5年未満 ・定型方式の場合は、自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。	
4. 預 入	預入方法	一括預入
	預入金額	1,000万円以上
	預入単位	1円単位
5. 払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻します。	
6. 利 息	適用金利	固定金利 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。
	利払方法	預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。預入2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。
	計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
7. 税 金	<p>・個人のお利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。</p> <p>・法人は総合課税となります。</p> <p>※1 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。</p> <p>※2 平成28年1月1日から法人に係る利子割(お受取利息から特別徴収する地方税5%)が廃止され、特別徴収は行わないこととなります。</p>	
8. 手 数 料		
9. 付 加 可 能 な 特 約 事 項	個人の自動継続型は「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)	
10. 中 途 解 約 時 の 取 扱 い	<p>下記の期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・預入日から1か月未満に解約の場合 下記、A、B、Cのうち最も低い利率</p> <p>・預入日から1か月以後に解約の場合 下記、B、Cのうちいずれか低い利率</p> <p>A. 解約日における普通預金利率</p> <p>B. 約定利率－約定利率×30%</p> <p>C. 約定利率 <math>-\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}</math></p> </div> <p>(注1) 基準利率とは、解約日から満期日までの期間に対応した当金庫所定の利率。 (注2) Cの算定により計算した利率が0%を下回るときは、0%とします。</p>	
11. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
12. 苦 情 処 理 措 置	<p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはリスク管理部まで電話・FAX・郵送等によりお申し出ください。</p> <p align="center">～リスク管理部～</p> <p align="center">東京都千代田区神田神保町1-40 (〒101-0051)</p> <p align="center">フリーダイヤル 0120-53-0775 受付時間：当金庫営業日の9時～17時</p> <p align="center">FAX 03-6739-7771</p>	
紛 争 解 決 措 置	<p>東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク管理部若しくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>	
13. その他参考となる事項	満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。	
14. 預 金 保 険 に つ い て	<p><b>預金保険制度の対象となります。</b></p> <p>預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。)</p>	



未来へ、今日も明日も。

**興産信用金庫**